

1. 厚生労働大臣が定める揭示事項

(1) 入院基本料に関する事項

○障害者施設等入院基本料(13対1入院基本料)

当病棟は、1日に17人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。

なお、時間帯ごとの配置は次の通りです。

朝9時00分～夕方17時00分まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は7人以内です。

夕方17時00分～朝9時00分まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は16人以内です。

○入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理対策、意思決定支援及び身体的拘束最小化について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者様に対する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。

また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡体制、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束の最小化についての基準を満たしております。

(2) 地方厚生(支)局長への届け出事項に関する事項

当院は、関東信越厚生局に下記の届出を行っております。

① 施設基準届出一覧

No	届出名称	(略称)	受理番号	算定開始年月日
01	情報通信機器を用いた診療に係る基準	(情報通信)	1073	令和 6/4/1
02	電子的診療情報連携体制整備加算3	(外医 DX3)	1961	令和 8/6/1
03	継続的に賃上げに係る取組を実施している 保険医療機関の基準	(入減免)	109	令和 8/6/1
04	障害者施設等入院基本料	(障害入院)	1217	令和 2/6/1
05	診療録管理体制加算2	(診療録2)	367	令和 5/11/1
06	電子的診療情報連携体制整備加算2	(入医 DX2)	59	令和 8/6/1
07	特殊疾患入院施設管理加算	(特施)	27	平成 31/3/1
08	看護配置加算	(看配)	1278	平成 30/4/1
09	看護補助体制加算	(看補)	1117	平成 30/4/1
10	医療安全対策加算2	(医療安全2)	210	平成 30/4/1
11	感染対策向上加算3 (届出を行う加算)連携強化加算	(感染対策3)	92	令和 8/3/1
12	地域支援・医薬品供給対応体制加算1	(地薬供1)	15	令和 8/6/1
13	データ提出加算	(データ提)	307	令和 6/4/1
14	認知症ケア加算	(認ケア)	243	令和 3/7/1
15	入院時食事療養(Ⅰ)入院時生活療養(Ⅰ)	(食)	105	昭和 33/10/1
16	心臓ペースメーカー指導管理料の注 5 に規定する遠隔モニタリング加算	(遠隔ペ)	133	令和 8/3/1
17	がん性疼痛緩和指導管理料	(がん疼)	154	平成 23/9/1
18	救急外来医学管理料3	(救外3)	18	令和 8/6/1

19	ニコチン依存症管理料	(ニコ)	938	平成 29/7/1
20	がん患者指導管理料	(がん指)	327	平成 23/9/1
21	別添1の「第 14 の2」の1の(3)に規定する在宅療養支援病院	(支援病3)	96	令和 5/8/1
22	在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料	(在医総管1)	2764	令和 5/8/1
23	在宅がん医療総合診療料	(在総)	1879	令和 5/8/1
24	神経学的検査	(神経)	193	平成 23/12/1
25	CT撮影及びMRI撮影	(C・M)	657	平成 24/4/1
26	脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)	(脳Ⅲ)	191	平成 28/4/1
27	運動器リハビリテーション料(Ⅲ)	(運Ⅲ)	256	平成 30/6/1
28	呼吸器リハビリテーション料(Ⅱ)	(呼Ⅱ)	139	令和 5/11/1
29	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	(ペ)	144	平成 17/5/1
30	医科点数表第2章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術	(胃瘻造)	144	平成 27/5/1
31	胃瘻造設時嚥下機能評価加算	(胃瘻造嚥)	94	平成 27/5/1
32	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注5	(外在ペⅠ注)	308	令和 8/6/1
33	入院ベースアップ評価料53	(入ペ53)	8	令和 8/6/1
34	酸素の購入価格の届出	(酸単)	56780	令和 7/4/1

② 入院時食事療養(Ⅰ)又は入院時生活療養費の基準に適合しております。

入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については、18時提供)、適温で提供しております。

配膳時間は、朝食8時00分 ・ 昼食12時00分 ・ 夕食18時00分

(3) 明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者様での情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目がわかる明細書を無料で発行することとしています。

明細書には使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

(4) 保険外負担に関する事項

〈特別療養環境の提供〉

(税込)

種類	料金		部 屋 番 号
個室	1日	6, 600円	特室 1 ・ 2 ・ 3 ・ 5
2人部屋A	1日	2, 200円	253
2人部屋B	1日	3, 300円	202 ・ 302
2人部屋C	1日	2, 200円	252 ・ 352

3人部屋 A	1日	2, 200円	208 ・ 211 310 ・ 311
--------	----	---------	------------------------

2. 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める基準等

当院では、各種診断書、室料差額(ベット代)、テレビ使用料につきまして、その使用に応じた実費のご負担をお願いしております。(税込)

入院セットリース	1日	400円 ～ 1, 650円
貸テレビ	1日	160円
各種診断書	1通	3, 300円 ～ 16, 500円

3. 厚生労働大臣が定める手術に関する施設基準の実績について(2025(令和7)年1月～12月)

医科点数表第2章第10部手術通則第5号及び6号に掲げる手術の件数

1. 区分1に分類される手術		手術件数
ア. 頭蓋内腫瘍摘出術	0	件
イ. 黄斑下手術等	0	件
ウ. 鼓室形成手術等	0	件
エ. 肺悪性腫瘍手術等	0	件
オ. 経皮的カテーテル心筋焼灼術	0	件
2. 区分2に分類される手術		手術件数
ア. 靱帯断裂形成手術	0	件
イ. 水頭症手術	0	件
ウ. 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術	0	件
エ. 尿道形成手術	0	件
オ. 角膜移植術	0	件
カ. 肝切除術	0	件
キ. 子宮付属器悪性腫瘍手術等	0	件
3. 区分3に分類される手術		手術件数
ア. 上顎骨形成術	0	件
イ. 上顎骨悪性腫瘍手術等	0	件
ウ. バセドウ甲状腺全摘(亜全的)術(両葉)	0	件
エ. 母指化手術等	0	件
オ. 内反足手術	0	件
カ. 食道切除再建術等	0	件
キ. 同種死体腎移植術等	0	件
4. 区分4に分類される手術		手術件数
人工関節置換術	0	件
乳児外科施設基準対象手術	0	件
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0	件

冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む)

及び体外循環を要する手術

0 件

経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除

及び経皮的冠動脈ステント留置術

0 件

4. ホームページへの掲載が必要な施設基準と掲示事項

(1) 情報通信機器を用いた診療

当院では、情報通信機器を用いた診療を行うにつき、以下の体制を整備しています。

○厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に沿って診察を行います。

○必要に応じて対面診療をご案内します。

○必要に応じて他の医療機関と連携し、専門医・専門医療機関を紹介します。

○ただし、情報通信機器を用いた診療の初診において向精神薬の処方はいりません。

(2) 電子的診療情報連携体制加算

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有し、必要な診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療に努めている医療機関です。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、下記の診療報酬点数を算定いたします。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解・ご協力をお願いいたします。

○初診時 4点

○再診時(月1回) 2点

○入院初日 80点

※マイナ保険証の利用の有無に関わらず。

(3) 医療DX推進体制加算

当院では、医療DX推進体制整備について、次のとおりの対応を実施しております。

① 診療報酬明細書(レセプト)のオンライン請求を行っています。

② オンライン資格確認を行う体制を有しています。

③ オンライン資格確認を利用して取得した診療情報等は、診療を行う診察室または処置室において、医師が閲覧または活用できる体制を有しています。

④ マイナ保険証(マイナンバーカードの健康保険証利用)に関して、一定程度の実績を有しております。

⑤ 電子処方箋を発行する体制について、電子カルテメーカーと協議を行っております。

⑥ 電子カルテ共有サービスを活用できる体制について、電子カルテメーカーと協議を行っております(令和8年5月31日までの経過措置)。

⑦ 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するために十分な情報の取得・活用して診察を行うことについて、院内の見やすい場所等に掲示しております。

(4) 地域支援・医薬品供給対応体制加算

当院では、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用を積極的に推進しております。

ジェネリック医薬品は、これまで効き目と安全性が実証されてきたお薬と同等と確認されたうえで、製造販売が許可されています。新しい医薬品は開発に長い時間と多くの費用がかかりますが、

ジェネリック医薬品は開発期間が短くて済むので、その分価格が安くなります。また、カプセル・錠剤・点眼剤など形態も豊富です。

現在、医薬品メーカーの不備等により一部の医薬品について全国的に供給不安定な状況が続いています。当院では医薬品の供給不足が発生した場合に、処方変更等に関して適切な対応が出来る体制を整備しております。

○代替薬の迅速な手配

○採用薬の変更を薬事審査委員会で検討

○適応や治療計画等を慎重に検討し処方内容を変更

状況によっては患者さんへ処方する薬剤が変更となる可能性がございます。処方内容に変更が生じる場合にはご説明させていただきます。

(5) 一般名処方加算について

当院は、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安全提供に向けた取り組みなどを実施しています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するものではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(一般的な名称により処方箋を発行すること)を行います。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品の提供がしやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点等がありましたら、病院職員へご相談ください。

(6) 長期収載品の処方等又は調剤に関する事項

後発医薬品がある長期収載品を患者様自身が希望する場合、「選定療養費」として保険割合での自己負担分に加えて、後発医薬品との差額分の自己負担金が発生いたします。

(7) 生活習慣病管理料(Ⅱ)

当院では、生活習慣に関する総合的な治療管理ができる体制を整えております。

症状に応じて、28日以上長期投薬またはリフィル処方箋の交付が可能です。ご希望があれば、その旨をお申し出ください。

5. その他

(1) 敷地内全面禁煙について

当院は、健康保険法第25条の定めにより、受動喫煙防止のための、屋内外を問わず敷地内での禁煙を禁止しております。ご来院、ご入院中の皆様には、禁煙(非燃焼・加熱式たばこ含む)の厳守をお願い致します。

また、病院周辺においても、マナーをお守りいただき、病院敷地内全面禁煙にご理解とご協力をお願いいたします。

(2) 個人情報保護について

当院は、個人の権・利益を保護するために、個人情報を適切に管理することを社会的責務と考えます。

6. 指定医療機関に関する事項

(1) 当院は、以下の指定を受けている医療機関です。

- ① 保険医療機関
- ② 救急指定医療機関
- ③ 労災保険指定医療機関
- ④ 生活保護法指定医療機関
- ⑤ 結核指定医療機関
- ⑥ 難病指定医療機関
- ⑦ 原子爆弾被害者指定医療機関
- ⑧ 指定障害福祉サービス事業所(空所型短期入所事業所)